

報 告 第 1 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年6月4日提出

新居浜市長 佐々木 龍

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 5 号

損害賠償の額の決定について

公用車の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成24年5月10日

新居浜市長 佐々木 龍

1 損害賠償の額 9万3,696円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成24年4月12日午前11時30分頃、新居浜市高津共同調理場駐車場（宇高町二丁目13番7号）において、給食物資を積み込むため公用車が後進した際、駐車中の普通自動車に接触し、車両を損傷させた。